

令和4年9月27日

各団体責任者 様

鳥取県立米子西高等学校長
(公印省略)

学校体育施設（体育館及びグラウンド）使用許可申請について（御案内）

このことについて、鳥取県立学校体育施設開放要綱（以下「開放要綱」という。）に基づき本校第一体育館及びグラウンドを開放しております。つきましては、10月以降に使用を希望する団体責任者は、下記のとおり申請してください。

記

1 開放期間等

- (1) 期 間 令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで 半年間
- (2) 曜 日 第一体育館 各団体の希望する曜日のうち週1日
グラウンド 土、日曜及び祝日のうち希望する日
- (3) 時 間 第一体育館 午後7時30分から午後10時までの時間内
グラウンド 昼間の教育活動等で使用しない時間（別途協議）
- (4) その他 学校の教育活動等により開放できない日があります。

2 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書（様式第1号）
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書（様式第3号）
（令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）までの「使用計画書」を添付すること）

3 受付期間および場所

- (1) 特定受付期間 令和4年9月27日（火）から令和4年9月30日（金）正午まで
受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで（土、日曜及び祝日除く）
郵送による場合は令和4年9月30日（金）必着
- (2) 場 所 米子西高等学校事務室窓口
- (3) その他期間 3（1）終了後については、土、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

4 決定方法及び通知

- (1) 第1希望日が他団体と重複しなかった場合は、特定受付期間終了後速やかに許可書を発行し通知します。特定受付期間中、第1希望日が他団体と重複した場合は抽選（くじ引き）により決定します。抽選日時を対象団体のみ後日連絡します。
- (2) 特定受付期間後は、使用可能日については書類を受け付け、先着順で決定します。

5 その他

- (1) 体育館では、サッカーボールの使用を禁止します。（フットサルボール使用可）
- (2) 使用にあたっては、開放要綱に従ってください。
- (3) 体育館の鍵の受渡しは、使用日当日（土日祝日の場合はその直近の平日）の午前8時30分から午後4時30分までとします。この時間以外に鍵の受渡しを希望する場合は、必ず事前に御連絡ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、別紙の使用条件を遵守いただきます。

(別 紙)

学校体育施設（体育館及びグラウンド）使用に係る新型コロナウイルス感染症対策について

学校の体育施設については、新型コロナウイルス感染症対策の徹底等を条件として、使用を許可することとしています。

なお、使用条件が遵守されないときは許可を取り消す場合があること、感染推移等の状況により許可及び使用条件に変更があり得ることをあわせて御承知ください。

鳥取県版新型コロナ警報の「警報」が発令されており、現在使用中止しています。本申請による使用許可は、令和4年10月1日（土）からの使用再開を確約するものではありません。

なお、使用再開の際はこちらから連絡させていただきます。

1 参加者について

- (1) 検温を行い、本人又は同居家族に体調不良や発熱等の風邪の症状がある者は、活動に参加させないこと。
- (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者は、活動に参加させないこと。
- (3) 過去1週間以内の流行地（緊急事態宣言等対象地域）の訪問歴がある者、過去1週間以内に流行地の訪問歴のある方との接触がある者は、活動に参加させない。
- (4) 活動時以外はマスクを着用すること。
- (5) 参加者名簿を作成し、氏名・連絡先等を把握できるようにすること。
(参加者名簿は提出不要。各団体で3週間保管すること)
- (6) 体育館に入る前、活動の休憩中など、こまめな手洗い又は手指消毒を徹底すること。

2 使用について

- (1) 体育館の使用では、30分ごとに5分～10分程度の換気を行うこと。
- (2) 水分補給は個人ごとの容器を使用し、回し飲みを禁止すること。
- (3) タオルは個人で用意し、共用しないこと。
- (4) 体育館の使用後、取っ手やドアノブ等の供用部分の消毒を行うこと。消毒に使用したペーパータオル等は学校に捨てず、各自で適切に廃棄すること。
- (5) 活動中に大声を出したり、ハイタッチなどの不要な接触をしたりしないこと。
- (6) 更衣室を利用する際は、定期的な換気及び会話時のマスク着用など、掲示してある注意事項の遵守を徹底すること。

3 その他

- (1) 消毒等に必要の消耗品は各団体で準備すること。学校備え付けのものは使用不可。
- (2) 施設使用の状況について、学校職員が点検することがある。